

過疎対策事業債について

平成30年11月5日

平成30年度第3回過疎問題懇談会

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
	<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)		

2 地方債計画額

平成30年度4,600億円(対前年度(当初)100億円、2.2%増)

平成29年度4,500億円(当初)、4,561億円(改定後)

過疎対策事業債に係る改正経緯（H22～）

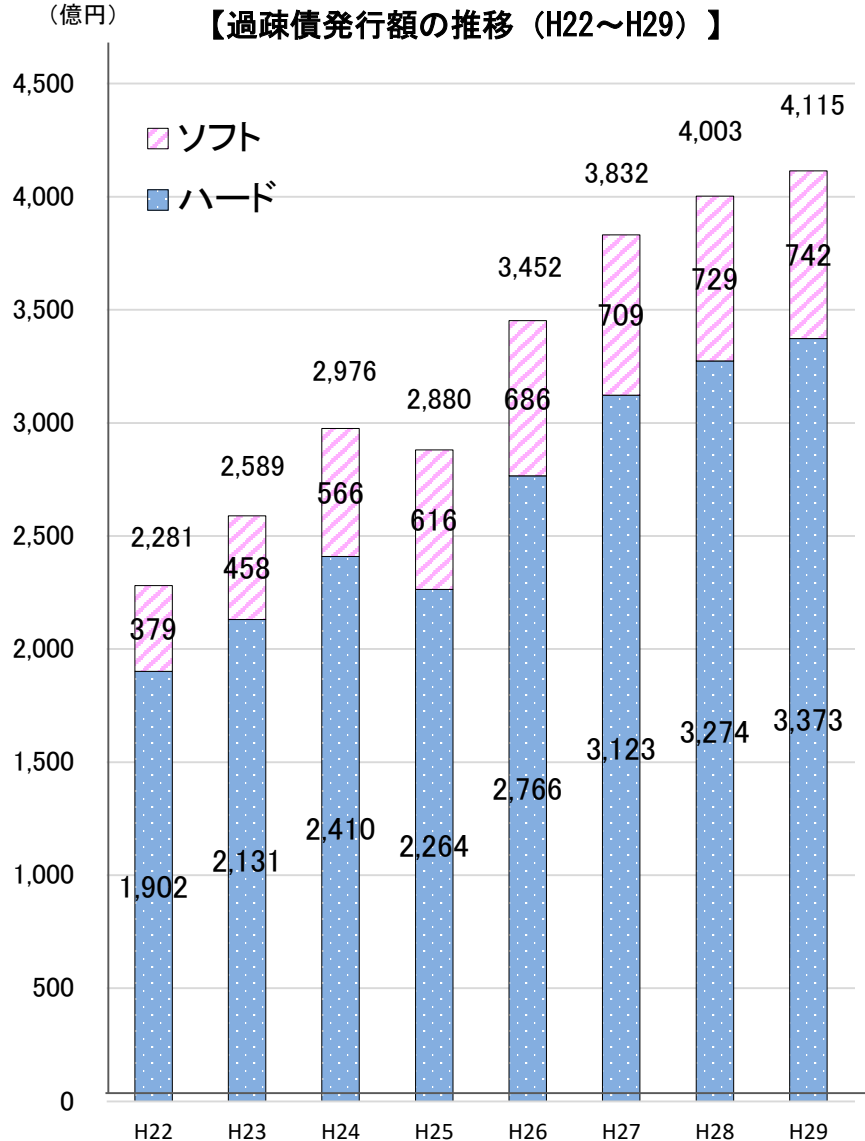
年度	地方債計画額		過疎対策事業債の制度改正
	(増減額)	うちソフト分	
H22	2,700 (62)	662 (662)	【法改正による対象事業の拡充】 ・認定こども園 ・市町村立の幼稚園 ・図書館 ・自然エネルギー利用施設・設備 ・公立小・中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス等、学校給食施設・設備につ いて、統合要件を撤廃 ・ソフト事業
H23	2,700 (0)	702 (40)	
H24	2,900 (200)	727 (25)	・ソフト分の弾力運用(省令改正)→ソフト分の発行限度額の最大2倍まで発行可 ・下水処理施設に係る償還期間の延長(12年→30年)
H25	3,050 (150)	745 (28)	
H26	3,600 (550)	769 (24)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村管理の都道府県道 ・貸工場・貸事務所 ・地域鉄道 ・一般廃棄物処理施設 ・火葬場 ・障害者(児)福祉施設 ・公立小・中学校の屋外運動場、プール ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス等
H27	4,100 (500)	769 (0)	・地方創生特別分の創設(～H31年度) →民間雇用の創出や産業の振興に資する事業に対し優先的に配分
H28	4,200 (100)	764 (▲5)	
H29	4,500 (300)	765 (1)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村立中等教育学校、特別支援学校 ・市町村立中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の学校給食施設・設備 ・市町村立の専修学校、各種学校
H30	4,600 (100)	745 (▲20)	・学校教育施設に係る償還期間の延長(12年→25年) ・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(下水処理施設及び簡易水道施設)

過疎対策事業債の発行状況

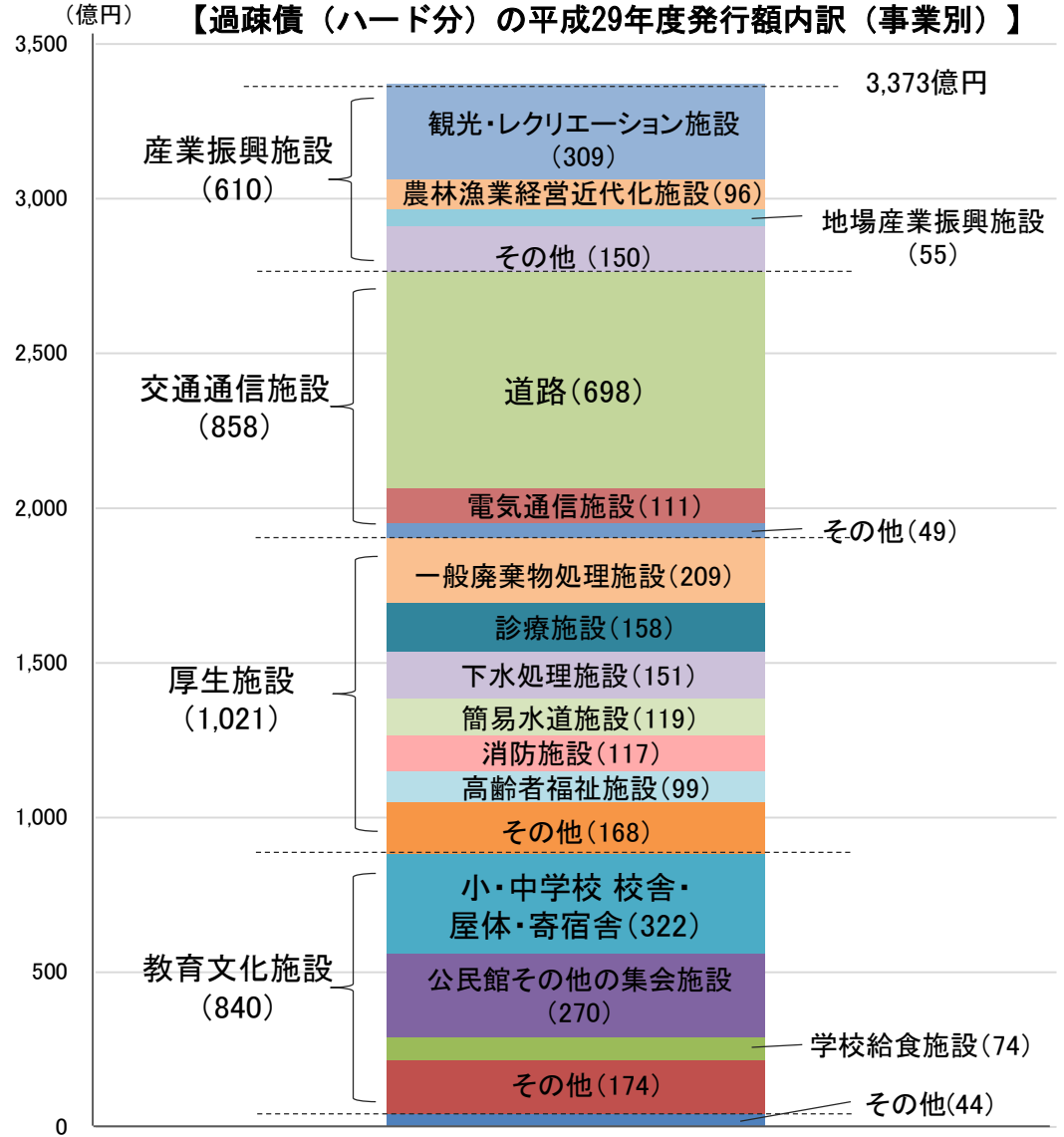
○過疎債発行額は、ハード分、ソフト分ともおおむね毎年度増加している。

○過疎債（ハード分）は、道路、小中学校校舎等、観光・レクリエーション施設、一般廃棄物施設の順で活用されている。

【過疎債発行額の推移（H22～H29）】



【過疎債（ハード分）の平成29年度発行額内訳（事業別）】



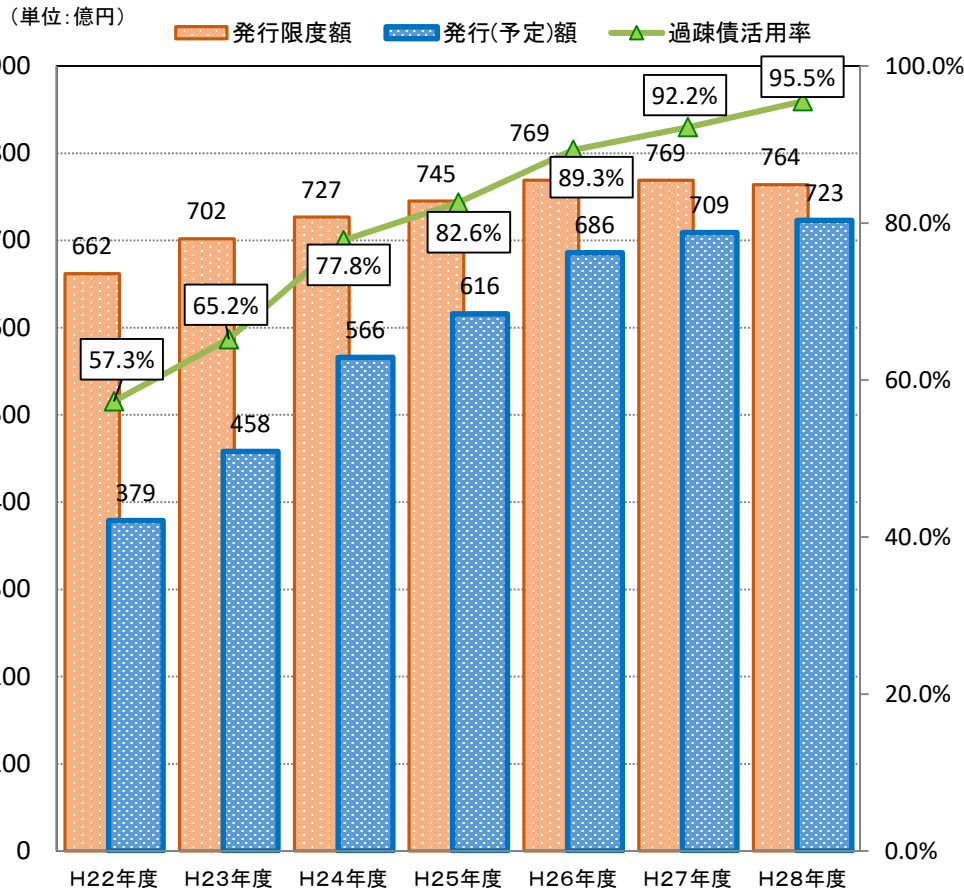
※()内は発行額(単位:億円)

過疎対策事業債（ソフト分）の活用状況

○過疎債（ソフト分）の活用率（発行額／発行限度額）は年々上昇している。

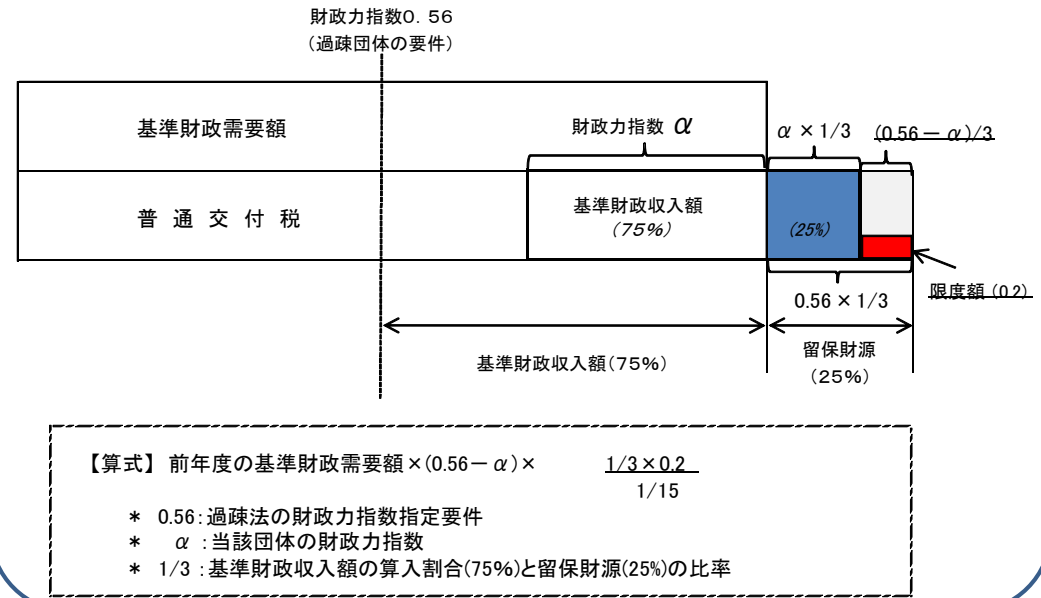
○過疎債（ソフト分）を活用している過疎関係市町村は、9割弱（平成28年度実績：過疎関係市町村797のうち695市町村）

H22～H28年度発行限度額及び発行状況



※過疎債活用率＝過疎市町村の発行(予定)額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

限度額算定のイメージ（最低限度額は3,500万円）



＜H24年度からの運用弾力化＞

- ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額の範囲内で、
- ソフト分の起債要望額の合計額が発行限度額の合算額に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算（最大で現行発行限度額の2倍）を行うことができる。

※基金への積立ては、対象外。

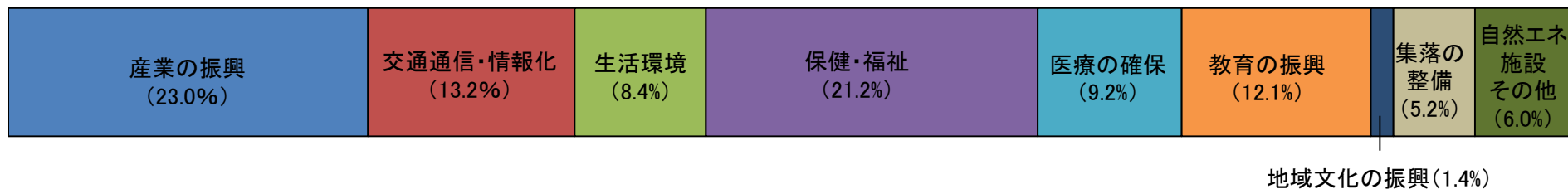
過疎対策事業債（ソフト分）の対象経費①

- 過疎債（ソフト分）は幅広い経費を対象としており、産業の振興、保健・福祉、交通通信・情報化、教育の振興など、幅広い分野で活用されている。
- 平成28年度の活用実績によれば、過疎債（ソフト分）が創設される以前からの継続事業が55%（50%が過疎債（ソフト分）創設以前から継続されているもの）に上っている。

対象経費：以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

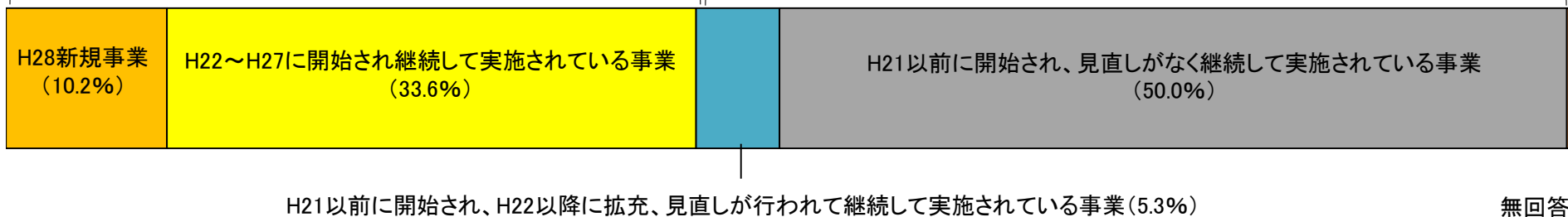
- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

【過疎債（ソフト分）の平成28年度発行実績額内訳（分野別）】



【過疎債（ソフト分）の平成28年度発行実績額内訳（事業の新規性別）】

過疎債（ソフト分）創設以降開始されている事業（43.8%） 過疎債（ソフト分）創設以前から実施されている事業（55.3%）



過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例①（平成27年度版。以下同じ）

地域6次産業化連携強化事業（青森県深浦町）

事業の概要

農水産物を活用し、地域ぐるみで生産・加工・販売に取り組む「地域ぐるみの6次産業化」を推進することで稼ぐ力を高め、もって地域経済の活性化と雇用の増大を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線内容につき、過疎債充当）

- 事業者合同で食品展示会に出展（BtoB活動）
- 首都圏の深浦商品販売ブースでのPR（BtoC活動）
- 6次産業化勉強会の実施
- 企業訪問による深浦産品PR活動

《総事業費》

（百万円）	H27
事業費	1.217
内過疎債	1.2

大手食品メーカーから全国発売された商品



主な成果

- 食品展示会に出展した事業者と大手食品メーカーとの商談が成立し、H28年秋に町特産物である雪人参を活用した新商品が全国発売されたことで、地域資源の域内加工量が増加した。

（H27年度雪人参加工量22トン → H28年度25トン）

- 事業者勉強会で企画力やプロモーション力の向上が図られ、新たな特産品の創出につながった。

（H27年度新規特産品認定数5品、合計53品となった。）

市営バス運行事業（京都府京丹後市）

事業の概要

公共交通空白地の解消へ向け、NPO法人の協力を得て、市営バスの運行を行うことにより、通院や買い物が困難な方などの交通手段を確保する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

- 事前予約（電話）に基づき、定められた路線内において必要区間を不定期で走るデマンドバスの運行を委託
- 民間タクシー会社の撤退により、通院や買い物が困難な方などの交通手段の確保が必要となり、地元NPO法人と協働で空白地解消にむけて取り組むこととなった。
- 運行委託料

《総事業費》

（百万円）	H26	H27
事業費	4.6	2.1
内過疎債	0	2.0



主な成果

市営バス運行開始により、16集落（約1,200人）の公共交通空白地域が解消された。

○H26年度利用者数 693人（H26.7～）

○H27年度利用者数 958人

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例②

行政情報通信サービス事業（香川県直島町）

事業の概要

行政情報等を周知するためのシステムが平成27年2月に終了することから、タブレット端末を活用して分かりやすい情報配信を行うことのできるシステムを構築する。また、防災行政無線と連携し、災害に対する迅速な対応を可能とするなど、防災体制の強化を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

○タブレット端末の手配、配信システムの構築および管理などの、サービス全般を管理する委託費

《取組経過》

H25: 緊急情報を受けて防災活動に従事する方々（約300人）に先行配付。

H26: 町内各所にて配付説明会を実施。（町内全戸配付）

H27: 既存のシステムを終了し、タブレット端末のみの放送に移行。

《総事業費》

（百万円）	H25	H26	H27
事業費	14	41	40
内過疎債	0	28	27



主な成果

- 分かりやすい情報配信が行えるようになり、放送内容に対する電話等の問い合わせが減少した。
- おくやみ情報や、船の停船情報など、臨時で行う放送が確認しやすくなり、住民への周知能力が格段に向上した。

空き家等適正管理補助事業（秋田県小坂町）

事業の概要

空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止することを目的に、解体に要する経費の一部を助成し、町民の安全で安心な暮らしに寄与する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

○解体撤去業者等による危険空き家の解体及び撤去等に要した工事費の助成

工事費（対象経費）の1/2以内とし、50万円を限度

※危険度を判定するとともに、崩壊や落雪等による周辺への危険性が高い家屋が優先対象

※H26に3件、H27に17件の補助実績

《総事業費》

（百万円）	H26	H27
事業費	0.9	7.9
内過疎債	0.4	7.9

主な成果

- 倒壊事故、犯罪、火災等が発生する危険性をなくしている。

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例③

高齢者配食サービス事業（新潟県糸魚川市）

事業の概要

食事づくりが困難な一人暮らしの高齢者に食事を提供することにより、生活習慣病の予防と孤独感を緩和し、また安否の確認をすることで在宅生活の継続を図る。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

食事の調理及び配達業務の委託

対象：在宅一人暮らし高齢者2,681人

利用者：54人 個人負担：500円

《総事業費》

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	20.0	17.7	12.1	10.1	8.2
内過疎債	0	0	2.9	3.8	3.3

主な成果

- 栄養バランスのとれた食事を市内全域に配達することができた。
- 高齢者に対する見守りのサポートができた。
- 利用者に異変を感じた配達員からの連絡により、市は関係機関を通じて必要な支援やサービスを提供することで、詐欺事件や孤立死などの重大な事態を防ぐことができた。

医療体制推進寄附講座開設事業（富山県朝日町）

事業の概要

地域医療への貢献及び医療人材の育成を目的とし、町立病院あさひ総合病院において富山大学による寄附講座「地域医療先進学講座」を開設する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

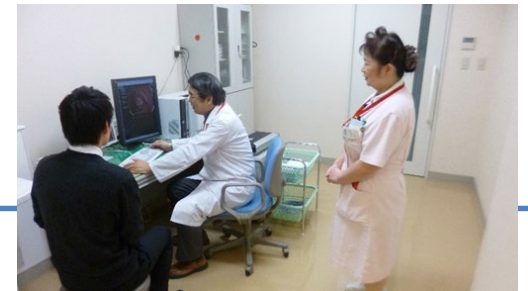
寄付講座(下記内容)開設のため、富山大学に寄附

- ・高齢者を中心とした診療の実施
- ・朝日町の地域医療の実態の調査及び研究
- ・医師養成に関する研究及び教育
- ・寄附講座教員として客員教授1名と客員助教1名を配置

《総事業費》

(百万円)	H27
事業費	5
内過疎債	5

＜胃腸科外来での診療の写真＞



主な成果

- あさひ総合病院での高齢者を中心とした包括的診療、地域医療の実態調査、研究、地域医療への貢献
- 富山大学医学科5年生への地域医療実習支援(診療の見学等)等による人材の育成

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例④

足寄町営学習塾運営事業（北海道足寄町）

事業の概要

町内唯一の高校である北海道立足寄高校に通う生徒の学習意欲の高揚、学習習慣と基礎学力の定着・向上、さらには足寄町の未来を担う若者の育成と高校存続を通じた人口減少対策を目的とし、公設民営の学習塾を開設する。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

- 指定管理者制度による民間事業者への委託料支払い
 - ・北海道立足寄高等学校生徒に対し、高等学校授業の補完、大学進学等のための講習及び学習指導の実施
 - ・都市部と遜色のない学習環境の提供
 - ・利用者負担の無償化

《総事業費》

平成27年度 35百万円
（うち過疎債 10百万円）



主な成果

- 子育て世代の経済的負担の軽減
- 足寄高校への入学者数の増
- 足寄高校の普通科2学級の維持

年度	H26	H27	H28
入学者数	29名	43名	51名

歌舞伎でまちおこし事業（高知県香南市）

事業の概要

伝統文化の継承を図るとともに、歌舞伎によるまちおこしを推進し、香南市を「歌舞伎のまち」として全国に発信していく。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

以下の事業に取り組む組織への補助を行う。

- ①土佐絵金歌舞伎定期公演及び大歌舞伎花形役者による公演
- ②市民によるコミュニティ事業（歌舞伎講座やワークショップ）
- ③訪日外国人等を対象とした、体験型観光メニューの企画開発

《総事業費》

（百万円）	H27
事業費	13.0
内過疎債	5.0

＜土佐絵金歌舞伎定期公演＞



主な成果

- 市民参加のワークショップをきっかけとして新たなメンバーの参加があり、伝統芸能の後継者育成につながった。
- 新演目の掘りおこし及び役者の世代交代により、伝承につながった。
- 訪日外国人等を対象とした、「香南市らしい」「弁天座らしい」体験型観光メニューの企画・開発が開始された。
- 「歌舞伎でまちおこし」の活動を広く伝えることができた。

過疎対策事業債（ソフト分）の活用事例⑤

集落機能再生事業（山口県長門市）

事業の概要

集落の機能再生を図るため、自治会間の合意形成を経た地域協働体の構築を支援し、地域課題の洗い出しや、課題解決の方策の検討と取組に対し助成を行う。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

地域協働体構築モデル事業として、協議会の設立助成として上限100千円、また、毎年度の事業費助成として上限500千円の財源支援を行うほか、人的支援として地域担当職員の参画や、高齢化率の高い地域には「集落支援員」を配置する。

《総事業費》

(百万円)	H25	H26	H27
事業費	1.5	3.7	6.0
内過疎債			4.3

＜宇津賀地区での活動＞

宇津賀地区では、耕作放棄地に繁茂する孟宗竹を伐採し、手作りの窯で、竹炭や竹酢液の製造に取り組んでいる。



主な成果

- ▶ 平成27年度末までに市内8地区において協働体を設立。
- ▶ 他の地区においても、「小さな拠点」の形成に向けた機運が向上。

定住促進事業（佐賀県多久市）

事業の概要

市内に新たに住宅を取得される方等に対し、定住奨励金等を交付することで、定住人口の増加を図り、活気に満ちあふれた地域社会を築く。

事業の内容

《事業内容》（下線事業内容につき、過疎債充当）

定住奨励金、新婚世帯家賃等補助金を交付し、市外からの転入促進や人口流出防止による定住人口の増加を図る。

- ・定住奨励金 20万円/世帯、転入の場合は20万円加算等
- ・新婚世帯家賃等補助金 実質家賃負担の1/2補助(最高1万円)
申し込み月から最高48ヶ月

※事業内容は、「定住促進官民協働プロジェクト推進会議」で意見を伺いながら、2年毎に見直し。

《総事業費》

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	15.4	21.7	23.5	24.8	17.9
内過疎債	7.4	12.8	11.4	13.5	15.2

主な成果

- ▶ 社会減は、事業開始前5年間の平均が204人であったが、事業開始後の5年間の平均は141人に縮小。
- ▶ 受給者アンケートにおいて、奨励金等が市内への転入の要因となったかの問いに対し、「なった」(31%)、「どちらかといえばなった」(37%)との回答で定住人口の増に寄与。

過疎対策事業債（ソフト分）の対象経費②

- サンプル調査の結果によれば、過疎債（ソフト分）の活用事例が多いのは、観光施設維持管理、まつり・花火大会支援、バス路線維持、デマンドタクシー運行、出産給付（出産費助成等）、こども医療費助成、保育料軽減、特別支援教育充実、地域運営組織等交付金、住宅取得等助成の各事業。
- 事業効果が一時的にとどまるものや、非過疎地域においても実施されている個人給付もある。

【サンプル調査において5%以上（下線は10%以上）の市町村で過疎債（ソフト分）が活用されていた事業】

産業の振興		交通通信・情報化	保健福祉・医療確保	教育振興
<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産力強化 ・生産調整等奨励金 ・間伐支援 ・有害鳥獣・病虫害対策 ・地域産品開発支援 ・地域産品プロモーション ・企業立地支援 ・観光プロモーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設改良、修繕 ・観光施設維持管理 ・商工会補助 ・観光協会補助 ・まつり、花火大会支援 ・マラソン等観光イベント ・プレミアム商品券 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路修繕維持管理 ・除雪（施設維持、作業） ・バス路線維持 ・デマンドタクシー ・スクールバス 	<ul style="list-style-type: none"> ・出会い・結婚サポート ・出産給付（出産費助成等） ・こども医療費助成 ・保育料軽減 ・高齢者障害者等移動対策 ・緊急通報システム貸与 ・診療所運営繰り出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育充実 ・外国語指導（ALT等） ・給食費助成（無償化等） ・遠距離通学費用補助
				集落整備
				<ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織等交付金 ・地域活動支援 ・住宅取得等補助

サンプル調査：過疎債（ソフト分）の活用率が比較的高い県（山形県、兵庫県、佐賀県）及び比較的低い県（福島県、岐阜県、熊本県）内市町村の平成28年度の過疎債（ソフト分）を活用したすべての事業について、総務省において仕分け・整理したもの。

これら6県の過疎関係市町村（H28.4現在）109市町村のうち、89市町村が過疎債（ソフト分）を発行。

上表は、5市町村以上（下線は10市町村以上）で過疎債（ソフト分）が活用されていたすべての事業を記載。